



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

537	保安林の指定の解除予定	(森林整備課).....	1
538	保安林の指定施業要件変更予定	( " ).....	1
539	保安林の指定施業要件の変更	( " ).....	2
540	"	( " ).....	2
541	保安林の指定施業要件変更に係る通知の相手方の所在の不明	( " ).....	3
542	地籍調査の成果の認証	(用地対策課).....	3
543	"	( " ).....	3
544	"	( " ).....	4
545	"	( " ).....	4
546	"	( " ).....	4
547	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	5
548	道路の位置の指定	(都市政策課).....	6
549	"	( " ).....	6

### ○ 選挙管理委員会告示

*47	平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部改正	.....	6
-----	--	-------	---

## 告 示

### 和歌山県告示第537号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町鬮野川字野鴛坂ノ谷1528、1528の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

### 和歌山県告示第538号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西牟婁郡白浜町(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第539号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第540号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 和歌山県告示第541号

令和元年和歌山県告示第444号（以下「告示第444号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を日高川町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 所在が不明である通知の相手方

龍田俊一

龍田司郎

熊代辰雄

龍田宗吉

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第444号のとおり

#### 和歌山県告示第542号

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年3月27日まで

3 成果の名称

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県和歌山市鳴神の一部地区

5 認証年月日

令和元年9月30日

#### 和歌山県告示第543号

和歌山県和歌山市出島・栗栖の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県和歌山市

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年3月14日まで

- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市出島・栗栖の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市出島・栗栖の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年9月30日

**和歌山県告示第544号**

和歌山県和歌山市吉礼・吉里の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成28年4月1日から平成30年3月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市吉礼・吉里の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市吉礼・吉里の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年9月30日

**和歌山県告示第545号**

和歌山県和歌山市大谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県和歌山市
- 2 調査を行った時期  
平成29年4月1日から平成30年12月14日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県和歌山市大谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県和歌山市大谷の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年9月30日

**和歌山県告示第546号**

和歌山県紀の川市上鞆渚の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称  
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期  
平成27年4月13日から平成30年3月28日まで
- 3 成果の名称  
和歌山県紀の川市上鞆渚の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域  
和歌山県紀の川市上鞆渚の一部地区
- 5 認証年月日  
令和元年9月30日

### 和歌山県告示第547号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

#### 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

##### (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

小家谷川左支溪（5-387-2-114）、日高川左支溪（5-387-2-115）、日高川左支溪（5-387-2-116）、日高川右支溪（5-387-1-010）、日高川右支溪（5-387-1-011）、血の谷（5-387-1-012）、下垣内谷（5-387-1-013）、日高川右支溪（5-387-1-014）、オクスギ谷（5-387-2-017）、日高川右支溪（5-387-2-018）、中ノ谷（5-387-2-019）、日高川右支溪（5-387-2-020）、日高川右支溪（5-387-2-021）、日高川左支溪（5-387-2-096）、小家小森1（Ⅱ-4577）、小家小森2（Ⅱ-4580）、小家小森3（Ⅱ-4581）、小家小森4（Ⅲ-2656）、下村（Ⅰ-1193）、四坊谷（Ⅰ-1194）、千榊1（Ⅰ-1195）、千榊2（Ⅰ-1196）、五領（Ⅰ-1197）、上村（Ⅰ-1198）、安井四坊谷（Ⅰ-4039）、安井五領（Ⅰ-4050）、安井四坊谷1（Ⅱ-4693）、安井千舩（Ⅱ-4701）、安井（Ⅱ-4702）、安井上村1（Ⅱ-4705）、安井上村2（Ⅱ-4706）、安井下村・下村（Ⅱ-4708）、安井（101）（Ⅰ-60979）、安井（102）（Ⅰ-60980）、安井（103）（Ⅱ-60981）

##### (3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

##### (4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「施行令」という。）で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

#### 2 土砂災害警戒区域

##### (1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

##### (2) 土砂災害警戒区域の名称

日高川右支溪（5-387-1-009）、日高川右支溪（5-387-2-015）、日高川右支溪（5-387-2-016）

##### (3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**和歌山県告示第548号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3468	岩出市高塚字西高瀬159番4の一部、159番5の一部、160番の一部、165番の一部、167番3、里道、水路	大阪府岸和田市箕土路町一丁目9番5号 株式会社向建 代表取締役 中嶋勉	令和 元.9.26	6.00	117.29
				6.00	44.59

**和歌山県告示第549号**

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和元年10月8日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3477	岩出市金池字荒神221番1の一部、水路	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 元.9.26	6.00	53.78

**選挙管理委員会告示**

**和歌山県選挙管理委員会告示第47号**

平成10年和歌山県選挙管理委員会告示第72号(不在者投票管理者となる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

令和元年10月8日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小濱孝夫

第1項の表中

「 国保日高総合病院 御坊市藪116番地2 を 」

「 ひだか病院 御坊市藪116番地2 に改める。 」